

減額取消要件一覧

下記いずれかに該当した場合、減額を取り消します。取消に伴い、水道利用加入金減額決定通知書にて通知した「水道利用加入金を減じる額」の納付が必要となります。ただし、給水装置を自ら撤去する場合または減径の改造工事を行う場合は、その全部または一部が免除となることがあります。

1. 申請書類に記載した事項が事実と異なり、減額の適用要件を欠く場合
(施設状況のほか、給水目的が「業務用」ではなくなった場合など)
2. 地下水からの転換による水道料金減額に係る申請が否決された場合
3. 地下水の使用を再開する場合
➡ 申請内容変更・取下書(様式5)を提出してください。
4. 給水装置を撤去する場合
➡ 申請内容変更・取下書(様式5)を提出してください。
5. 水道の使用をやめる場合
➡ 申請内容変更・取下書(様式5)を提出してください。